

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 番号・件名   | 請願第5号 マイナンバー制度見直しを求める意見書の提出方について |
| 請願者   | 住所<br>団体名 ※個人のため省略<br>氏名         |
| 請 願 の 要 旨   |                                  |
| <p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>平成 25 年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、平成 28 年 1 月 1 日よりマイナンバー制度が導入された。マイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられている。現在、日本においては「日米デジタル貿易協定」により、GAFAM などの巨大プラットフォーム企業に有利な規定が TPP を強化する形で定められており、「国境を越えるデータ（個人情報を含む）の自由な移転」「コンピュータ関連設備の国内設置要求の禁止」などのルールが設定されている。このような状況にもかかわらず、国や地方自治体で使用されているサーバーは、Amazon、Google、Microsoft、Oracle といったアメリカの民間企業に委託管理されており、日本国民の機密情報が閲覧・分析されるリスクをはらんでいる。また、平成 29 年から本格的に運用が始まったマイナンバーカードにおいては、度重なる誤登録が発覚し、政府がデータの登録について総点検を実施する事態に至った。精査の結果、他人の情報が誤って紐付けられたケースが、総点検前に先行実施した分を含め、計 1 万 5,951 件に達した。これを受け、政府の個人情報保護委員会がデジタル庁やシステムを運用する企業、幾つかの地方自治体に行政指導を行っている。それにとどまらず、国税庁や特殊法人から入力業務等を委託された業者や、その再委託先が個人情報を漏洩してしまった事例、また、マイナンバーを扱う民間企業においても管理が行き届かず、個人情報を漏洩してしまっているケースが報告されている。以上のように、マイナンバー制度はあらゆる個人情報を政府が一元管理する制度であり、厳格な取り扱いやプライバシー保護について極めて慎重に対応する必要がある。しかし、マイナンバーカードについては、立法事実がない任意のサービスであり、国がその発行に対して、責任を負わない状況となっている。個人情報管理においては、このような深刻な問題が存在するため、速やかに抜本的な見直しを求めるものである。以上のことから、国に対して、地方自治法の規定による意見書を提出されるよう、請願致します。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国や地方自治体で使用するサーバーの開発・運用については、日本国内の企業に委託すること。</li> <li>2. マイナンバーカードについては、法律に基づく裏付けを持ち、運転免許証と同様に公務員等が立ち会い、厳格に発行・管理を行い、個人情報漏洩や、なりすましの防止を徹底すること。</li> <li>3. マイナンバーやそこに紐づけられている自分の情報については、いつ、どこで、だれが、何の目的のために閲覧したか、全ての履歴を確認できる仕組みを構築すること。</li> <li>4. マイナンバーカードや各種サービスの紐付け等、強制的なデジタル移行は行わず、必ず代替手段を用意し、現行の手段が今以上に不便にならないようにすること。</li> </ol> |                                  |

※個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。